

浜松市火災による家庭系廃棄物の手数料減免及び搬入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第32条及び浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第17条に基づく火災により浜松市内の住宅から生じた家庭系廃棄物（居住部分から生じたものに限る。以下「火災ごみ」という。）を搬入する場合に係る一般廃棄物処理手数料の減免及び浜松市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）に基づく火災ごみの市の処理施設（以下「搬入先」という。）への搬入について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例、規則及び計画において使用する用語の例による。

(搬入基準)

第3条 搬入可能な火災ごみの種類、その詳細、搬入先その他の火災ごみの搬入に関し必要な事項は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 り災した住宅の居住者又は当該居住者の親族その他市長が認める者は、搬入前に火災ごみ搬入承認申請書（第1号様式）に火災の発生した区域を管轄する消防署長の発行するり災証明書の原本又は写しを添付して、市長に申請しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、5日以内（ただし、閉庁日を除く。）にこれを審査し、適当と認める場合には、火災ごみ搬入承認書（第2号様式）を交付する。

(減免の決定)

第6条 前条の承認書は、搬入が承認された火災ごみに係る一般廃棄物処理手数料の免除決定の通知を兼ねるものとする。

(承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定により承認を受けた者又は承認を受けた者の委任により火災ごみの搬入をする者（以下「承認を受けた者等」という。）が、条例、規則又は本要綱に違反した場合は、同条の承認を取り消すことができる。

2 前項により取消しを受けた者が損害を受けることがあっても、市は、その責を負わない。

3 第1項の取消しは、市長が、承認を受けた者に対して、承認を受けた者等が要綱等に違反したことにより被った損害賠償の請求を妨げるものではない。

(遵守事項等)

第8条 火災ごみの搬入承認を受けた者等は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 火災ごみの搬入にあたっては、この要綱で定める搬入基準及び各搬入先で定められた搬入指示事項を遵守すること。

(2) 火災ごみを搬入するときは、事前に各搬入先に連絡すること。ただし、各搬入先が受

け入れられない場合は、市長の指示に従うこと。

(3) 承認を受けた火災ごみ以外のものを搬入しないこと。

(4) 火災ごみを各搬入先に搬入するときは、火災ごみ搬入承認書を提示すること。

(5) 搬入が終了したときは、その旨を各搬入先に連絡すること。

(一般廃棄物の搬入の承認の申請における特例)

第9条 規則第4条の申請書の提出に関する規定は、同条ただし書きの規定により、本要綱に基づく火災ごみの搬入の場合は、適用しない。

(一般廃棄物処理手数料の減免の申請における特例)

第10条 規則第17条第2項の申請書等の提出に関する規定は、同条ただし書きの規定により、本要綱に基づく火災ごみの搬入の場合は適用しない。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 火災ごみの種類

火災ごみの種類	詳細
もえるごみ	もえる素材で長さ60cm未満の物が対象（連絡ごみを除く） ・資源化できない紙類や布類、プラスチック類、台所ごみなど
もえないごみ	もえない素材で長さ60cm未満の物が対象（連絡ごみを除く） ・オーブントースター、電話、鍋、ラジカセ、時計、コップ、食器、鏡、植木鉢など
連絡ごみ（灰を除く）	長さ60cm以上のものや堅固な素材を使用している物が対象 ・家具、掃除機、炊飯器、電子レンジ、ガステーブル、カーペット、ふとんなど（ただし、羽毛ふとんは「もえるごみ」とする）
連絡ごみ（灰）	上記ごみの種類に該当する物で灰になっている物が対象

2 火災ごみの発生地域及び搬入先

火災ごみの種類	発生地域	搬入先
もえるごみ	市内全域	西部清掃工場 天竜エコテラス（天竜清掃工場）
もえないごみ 連絡ごみ（灰を除く）	市内全域	天竜エコテラス（天竜清掃工場）
連絡ごみ（灰）	中央区、浜名区（新都田一丁目～五丁目・都田町・滝沢町・鷺沢町）	平和最終処分場
	浜名区（引佐町・神宮寺町・細江町・三ヶ日町）、天竜区	引佐最終処分場
	浜名区の一部※	浜北環境センター

※対象地域（浜名区）

油一色、内野、内野台一丁目～四丁目、大平、尾野、於呂、上島、上善地、貴布祢、小林、小松、三大地、新原、善地、染地台一丁目～六丁目、高菌、高畑、寺島、道本、豊保、永島、中条、中瀬、新野、新堀、西中瀬一丁目～三丁目、西美菌、沼、根堅、灰木、東美菌、平口、堀谷、本沢合、宮口、八幡、横須賀、四大地、竜南

3 搬入できないもの（浜松市一般廃棄物処理実施計画により処理できない廃棄物）

- ・家電リサイクル対象品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン等）
- ・パソコン
- ・建物基礎部分、燃え残った建設廃材などの産業廃棄物
- ・資源化できる紙類、布類
- ・その他、市では処理できないもの（最も長い辺・直径等が60cm以上の太陽光パネル、FRP製品、ピアノ、消火器、バッテリー、タイヤ、農薬等）

4 搬入車両

- ・火災ごみを搬入する際に使用する車両は、ダンプ車・トラック等の搬入物が確認できる車両とすること。
- ・各搬入先の受入車両基準に合致すること。

5 搬入時の注意事項

- ・「もえるごみ」「もえないごみ」は、それぞれ浜松市指定袋に関する要綱第2条第1項に定める浜松市指定袋に入れること。
- ・「火災ごみ搬入承認書」の交付を受けた後、各搬入先へ搬入日時や搬入方法を事前調整すること。
- ・搬入する前に、当日分の搬入量及び搬入車両を各搬入先に連絡してから搬入すること。
- ・「火災ごみ搬入承認書」（写し可）を必ず持参すること。
- ・土曜日、日曜日、祝日、一部年末年始は搬入できない。
- ・搬入が終了したときは、その旨を各搬入先に連絡すること。

搬入先	所在地	電話番号	搬入時間
西部清掃工場	中央区篠原町 26098-1	053-440-5374	8 時 30 分～16 時
天竜エコテラス (天竜清掃工場)	天竜区青谷 1461	053-581-8810	
平和最終処分場	中央区平松町 77	(平和清掃事業所) 053-487-1131	8 時 30 分～12 時 13 時～15 時
引佐最終処分場	浜名区引佐町三岳 610-3	(平和清掃事業所) 053-487-1131	9 時～11 時 30 分 13 時～15 時
浜北環境センター	浜名区灰木 172	(天竜清掃事業所) 053-488-7373	8 時 30 分～12 時 13 時～16 時

第1号様式（第4条関係）

年 月 日			
（あ て 先） 浜 松 市 長			
住 所 _____			
氏 名 _____			
連絡先 _____			
火災ごみ搬入承認申請書 下記のとおり、火災ごみを搬入したいので申請します。 記			
り災場所			
り災した建物	用 途	建物の総面積	建物の焼損等面積
	1 住宅 2 住宅兼事業所等	m ²	m ²
火災ごみの搬入	搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
	搬入先		
	数量	トン車で 車分	トン車で 車分
搬入者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		電話番号
添付書類	り災証明書（写し可）		
確認事項	☐ 住宅の居住部分から発生した火災ごみのみを搬入します。		

第2号様式（第5条関係）

				受付番号	
				年 月 日	
住 所					
氏 名					
様					
浜 松 市 長					
火災ごみ搬入承認書					
下記のとおり、火災ごみを搬入することを承認します。					
記					
り災場所					
り災した建物	用 途	建物の総面積		建物の焼損等面積	
	1 住宅 2 住宅兼事業所等	m ²		m ²	
火災ごみの搬入	搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	搬入先				
	数量	トン車で 車分	トン車で 車分	トン車で 車分	トン車で 車分
搬入者	住所（所在地）				
	氏名（名称）		電話番号		
搬入対象物	市内の住宅の居住部分内にある家財が火災によりり災した場合に発生する火災ごみを対象とする。				
承認条件	下記の条件により搬入を承認します。 1 各搬入先へ搬入日、搬入時間、搬入物などを搬入前に調整し、搬入の都度、事前連絡すること。 2 各搬入先へ搬入するときは、火災ごみ搬入承認書を提示すること。 3 搬入物は、完全に消火されていること。 4 搬入先等ごとに、搬入が終了したことを連絡すること。 5 その他、浜松市火災による家庭系廃棄物の手数料減免及び搬入に関する要綱の規定を遵守すること。				
承認の取消し	浜松市火災による家庭系廃棄物の手数料減免及び搬入に関する要綱の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すことができるとともに、その取消しを受けたものが損害を受けることがあっても、市はその責を負わない。				

<搬入先担当者記入欄>

搬入先	西部・天竜・平和・引佐・浜北	確認者名	
確認項目	☐ 当搬入先における搬入業務が完了した。	確認日	